

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 地方自治法施行令第百七十七条第一項の規定により関係市町村の人口を告示する件 四〇八
- 地方自治法施行令第百七十七条第一項の規定により郡の人口を告示する件 四〇八
- 民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定めた件の一部を改正する件 四〇八
- 民生委員の定数を定める件の一部を改正する件 四〇八
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 四〇八
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間を定める件 四〇九
- 地籍調査の成果について認証した件二件 四〇九
- 土地改良事業計画を適当と決定した件 四〇九

### 公 告

- 廃川敷地等が生じた件 四〇九
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 四一〇
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を廃止した旨届出があった件 四一〇
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四一〇
- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件二件 四一一
- 福島県病院局 四一一
- 平成二十年年度福島県病院局育休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を実施する件 四一二
- 福島県警察本部 四一二
- 一般競争入札を実施する件三件 四一三
- 福島県人事委員会 四一三
- 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 四一四

## 告 示

### 福島県告示第四百七十五号

平成二十年七月一日に伊達郡飯野町を廃し、その区域を福島市に編入することに伴う

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項第一号の規定による福島市の人口は、二十九万七千三百五十七人である。

平成二十年七月一日

福島県知事 佐藤 雄平  
(市町村行政課)

### 福島県告示第四百七十六号

平成二十年七月一日に伊達郡飯野町を廃し、その区域を福島市に編入することに伴う地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項第一号の規定による伊達郡の人口は、四万千三百三十七人である。

平成二十年七月一日

福島県知事 佐藤 雄平  
(市町村行政課)

### 福島県告示第四百七十七号

民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定めた件(昭和四十一年福島県告示第五百七十号)の一部を次のように改正する。

平成二十年七月一日

福島県知事 佐藤 雄平  
表福島市の部西部方部民生委員協議会の区域の項中「西部方部民生委員協議会」を「西部方部民生委員協議会」に改め、同部に次のように加える。

飯野方部民生委員協議会の区域

飯野町、飯野町青木、飯野町大久保及び飯野町明治

表伊達郡の部飯野町民生委員協議会の区域の項及び同表郡山市の部を削り、同表耶麻郡の部西会津町の項を次のように改める。

西会津町民生委員協議会の区域

西会津町

表いわき市の部を削る。

(社会福祉課)

### 福島県告示第四百七十八号

民生委員の定数を定める件(平成五年福島県告示第千二百九十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十年七月一日

福島県知事 佐藤 雄平  
表福島市の項中「五六四人」を「五八四人」に改め、同表飯野町の項を削る。

(社会福祉課)

### 福島県告示第四百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年七月一日から同年八月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド郡山北店 郡山市八山田第二土地区画整理事業施行区域内三十九街区

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

国道四号あさか野バイパス西側側道と県道荒井郡山線との交差点（交差点A）に接続する区画道路は、児童の通学路として利用されていることから、来客車両と児童との接触事故等の防止のため、次のとおり交通安全対策を講じること。

1 児童との接触事故等の防止のために必要な対策について、郡山市立富田東小学校及び同校PTAと事前に協議すること。

2 1の協議結果に基づき、曜日・時間帯に応じた来客車両の来退店経路を工夫するなどの対策（通行回避等）を講じること。

3 講じる対策の内容について、来客車両に対する周知徹底を図ること。  
（商業まちづくり課）

福島県告示第四百八十号

福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第八条第二項（第二十一条第三項で準用する場合を含む。）の規定により、中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業（手繰り第一種漁業に該当する機船手繰り網漁業及びその他の小型機船底びき網漁業に該当する板びき網漁業に限る。）の許可又は起業の認可の申請期間を次のように定める。

平成二十年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成二十年八月一日から同月十四日まで

（水産課）

福島県告示第四百八十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

会津若松市

二 成果の名称

会津若松市神指町、町北町の各一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第四百八十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、南会津郡南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称  
南郷村

二 成果の名称  
南会津郡南郷村大字片貝の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第四百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項で準用する同法第八条第一項の規定により、南会津町が小立岩地区に係る農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（基盤整備）を行うための土地改良事業計画を適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 条例の写し

二 縦覧の期間  
平成二十年七月二日から

同 月二十二日まで （二十一日間）

三 縦覧の場所  
南会津郡南会津町役場

（農村計画課）

（農村計画課）

福島県告示第四百八十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 河川の名称 一級河川阿武隈川水系五百川

（農村計画課）

- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年七月一日
- 三 廃川敷地等の位置  
本宮市関下字大柳百十五番、同市関下字的場百二十三番並びに同市関下字下川原七番及び八番
- 四 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 九千七百十七・九三平方メートル

(河川計画課)

福島県告示第四百八十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年六月二十三日次のとおり指定した。

平成二十年七月一日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 財団法人ふく 福島市五月町四番 平成二〇年六月二三日から平  
 しま建築住宅 二五号 成二五年三月三一日まで  
 センター

(出納総務課)

公 告

公告第三百四十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る次に掲げる障害福祉サービスを廃止した旨届出があった。

平成二十年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
サポー トセン ター翠 の家	須賀川市浜 尾字鹿島二 一一一	特定非 営利活 動法人 翠の家	須賀川市浜 尾字鹿島二 一一一	平成二十年 三月三一日	児童デイ サービス	障害児

(障がい福祉課)

公告第三百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十年七月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

千軒平溜池土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 根本 効 いわき市四倉町駒込字上ノ内五一番地

同 木田 晴康 市四倉町下柳生字宮下二八番地

同 鈴木 康之 市四倉町薬王寺字玉広一七番地

同 木村 任男 市四倉町山田小湊字山田九一番地の一

同 佐藤 好弘 市四倉町白岩字上大作一三番地

同 吉田 幸一 市四倉町戸田字南高柳一五番地

同 小野 泰正 市四倉町長友字済戸五五番地

同 鯨岡 正 市四倉町塩木字家ノ内四三番地

同 飯高 昭位 市四倉町狐塚字古川七七番地の一

同 岡田 貞夫 市四倉町上仁井田字岸前一八番地

同 根本 伸夫 市四倉町下仁井田字樋向二六番地

同 木村 勝英 市四倉町上柳生字宮下三六番地

同 小野 雄一 市四倉町戸田字南高柳三〇番地

同 赤塚 誠 市四倉町名木字仲ノ内四八番地

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 鈴木 孝 いわき市四倉町駒込字久原一四番地

同 木田 晴康 市四倉町下柳生字宮下二八番地

同 鈴木 康之 市四倉町薬王寺字玉広一七番地

同 木村 清治 市四倉町山田小湊字山田六二番地

同 佐藤 好弘 市四倉町玉山字宿五番地

同 吉田 幸一 市四倉町白岩字上大作一三番地

同 小野 泰正 市四倉町戸田字南高柳一五番地

同 鯨岡 正 市四倉町長友字済戸五五番地

同 赤塚 誠 市四倉町名木字仲ノ内四八番地

同 愛川 善永 市四倉町塩木字家ノ内四三番地

同 本田 秋定 市四倉町狐塚字古川七一番地

同 坂本 芳夫 市四倉町上仁井田字北姥田二四番地

同 根本 保夫 同 市四倉町下仁井田字道庭一三五番地  
 同 猪狩 哲 同 市大久町大久字田仲三五番地  
 同 植田 正則 同 市四倉町薬王寺字玉広四〇番地  
 同 萩 光栄 同 市四倉町玉山字林崎八三番地  
 同 鈴木 剛 同 市四倉町下仁井田字樋向三九番地  
 (農村計画課)

公告第三百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。  
 平成二十年七月一日

土地改良事業を行 った者の名称	地区名	土地改良事 業の種類	施行認可年月日	工事の完了年月日
鹿島町土地改良区	横手	基盤整備促進 (農業用用排 水施設)	平成一三年七月一 八日	平成二〇年三月一 九日

福島県知事 佐藤 雄 平  
(農村計画課)

公告第三百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。  
 平成二十年七月一日

土地改良事業を行 った者の名称	地区名	土地改良事 業の種類	施行認可年月日	工事の完了年月日
二本松市	成上	基盤整備促進 (農道)	平成一〇年一二月 二日	平成二〇年六月四 日

福島県知事 佐藤 雄 平  
(農村計画課)

福島県病院局

公告第12号

平成20年度福島県病院局有休任期付職員(看護及び助産)採用候補者登録試験を次のとおり実施します。  
 平成20年7月1日

- 1 試験を実施する職種  
 福島県病院局事業管理者 茂田 士郎

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号) 第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職

- 登録予定人員  
看護 15名程度  
助産 2名程度
- 試験期日  
平成20年8月8日(金)
- 受験申込受付期間  
平成20年7月1日(火) から同年7月30日(水) まで
- 受付窓口及び問い合わせ先  
福島県病院局病院総務課(福島市中町8番2号 電話(024) 521-7226)  
(病院総務課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第32号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける汎用電子計算システム機器の貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号) 第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。) 第274条の3第1項の規定により公告する。  
 平成20年7月1日

- 福島県警察本部長 久保 潤 二
- 入札に付する事項  
 (1) 借入物品の名称及び数量 汎用電子計算システム機器 一式(搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。)  
 (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
 (3) 借入期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日まで  
 (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
  - 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
  - この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
  - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年7月18日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
- 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
 福島県警察本部警務部会計課  
 電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年8月12日(火)午後1時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
  - (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成20年8月11日(月)午後5時までに必着のこと。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) その他 詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Mainframe computer system 1 set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30p.m.,12 August 2008
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m.,11 August 2008
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

## 福島県警察本部公告第33号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許証作成事務用システム機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成20年7月1日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

- 1 入札に付する事項
    - (1) 借入物品の名称及び数量 運転免許証作成事務用システム機器 一式(搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。)
    - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
    - (3) 借入期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日まで
    - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
  - 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

    - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
    - (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
    - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
    - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年7月18日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をす

ること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

#### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年8月12日(火)午後2時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成20年8月11日(月)午後5時までに必着のこと。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease : Driver's liscense issuing and data processing system 1 set

(2) Time - limit of tender (by hand) : 2 : 00p.m.,12 August 2008

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m.,11 August 2008

(4) Contact point for the notice : Accounting Division,Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi

Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

#### 福島県警察本部公告第34号

停止処分者講習用運転適性検査器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成20年7月1日

福島県警察本部長 久保潤二

#### 1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量 停止処分者講習用運転適性検査器 一式(搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。)

(2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間 平成20年10月1日から平成25年9月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

(5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得るものであること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年7月9日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

#### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年7月17日(木)午後1時30分 福島県警

察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）

(3) その他 郵便による入札は、不可とする。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

## 福島県人事委員会

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月一日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

### 福島県人事委員会規則第二十九号

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第四の五中「飯野町立大久保小学校」を「福島市立大久保小学校」に、「飯野町立青木小学校」を「福島市立青木小学校」に、「飯野町立飯野小学校」を「福島市立飯野小学校」に、「飯野町立飯野中学校」を「福島市立飯野中学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(採用給与課)